伊達市公告第159号

公　示　送　達

下記の者について、その者の住所・居所不明のため下記文書を送付することができないので、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により、下記のとおり公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和8年10月21日

伊達市長　須　田　博　行

記

文書の種類：国税徴収法第54条による通知　及び　同法第129条による通知

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	近藤　幹太

上記の者に送達すべき書類は、伊達市役所財務部税務収納課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないとき令和8年10月28日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。